(設置)

第1条 地下水の保全に要する資金に充てるため、大野市地下水保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、各会計年度において一般会計歳入歳出予算で定める 額とし、寄附金その他の収入をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

- 第5条 市長は、地下水の保全に資する次の各号に掲げる事業に必要な財源に充てる場合 に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。
 - (1) 地下水保全に関し必要な啓発活動及び調査研究事業
 - (2) 地下水のかん養対策事業
 - (3) 地下水の合理的な利用のための施設整備に対する支援事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- 2 市長は、基金の処分に当たって大野市地下水対策審議会の意見を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。